

# 参考資料

## 瀬戸市立地適正化計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条に規定する立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）を策定するに当たり必要な事項について検討及び協議するため、瀬戸市立地適正化計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その事務について必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、検討委員会が必要と認める事項

### (委員)

第3条 検討委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 別表に掲げる職にある者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱又は任命の日から立地適正化計画を策定する日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は都市整備部長をもってこれに充て、副委員長は都市整備部都市計画課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

### (報償)

第5条 市長は、委員（第3条第1項第1号に掲げる者を除く。）がヒアリング又は検討委員会に出席した場合、1回につき7,300円及びヒアリング又は検討委員会の会場までの交通費の全額を報償として支払うものとする。

### (会議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議は、非公開とする。

(専門部会)

第7条 検討委員会は、専門部会として庁内検討部会及び外部専門部会を置く。

2 庁内検討部会は、上位計画及び関連計画との整合を図り、立地適正化計画の方針、区域設定、指標等の具体的な検討を行う。

3 外部専門部会は、庁内検討部会で検討した素案に対する実現性、課題等について専門的な検証を行う。

4 庁内検討部会は、委員長、副委員長及び委員（第3条第1項第1号に掲げる者）をもって組織する。

5 外部専門部会は、委員長、副委員長及び委員（第3条第1項第2号及び第3号に掲げる者）をもって組織する。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月23日から施行する。

別表（第3条第1項第1号関係）

1 委員長等

- (1) 委員長 都市整備部長
- (2) 副委員長 都市整備部都市計画課長

2 委員

- (1) 経営戦略部政策推進課政策係長
- (2) 経営戦略部政策推進課公共施設マネジメント係長
- (3) 地域振興部産業政策課企業支援係長
- (4) 地域振興部ものづくり商業振興課商業金融係長
- (5) 健康福祉部こども未来課こども未来係長
- (6) 健康福祉部社会福祉課福祉係長
- (7) 健康福祉部高齢者福祉課地域支援係長
- (8) 教育部教育政策課企画係長
- (9) 市長直轄組織危機管理課危機管理係長
- (10) 都市整備部維持管理課河川農林土木係長
- (11) 都市整備部建設課建設係長
- (12) 都市整備部水道課工務係長
- (13) 都市整備部下水道課建設係長

**瀬戸市立地適正化計画検討委員会 委員名簿（敬称略）**

■外部専門部会

	所 属 等	氏 名
委員	中部大学 工学部 都市建設工学科 教授	磯部 友彦
	名城大学 理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	鈴木 温
	愛知工業大学 工学部 土木工学科 教授	横田 崇
オブザーバー	愛知県 都市・交通局 都市基盤部 都市計画課長	木村 昌博

■庁内検討部会

	所 属 等
委員	経営戦略部 政策推進課 政策係長
	経営戦略部 政策推進課 公共施設マネジメント係長
	地域振興部 産業政策課 企業支援係長
	地域振興部 ものづくり商業振興課 商業金融係長
	健康福祉部 こども未来課 こども未来係長
	健康福祉部 社会福祉課 福祉係長
	健康福祉部 高齢者福祉課 地域支援係長
	教育部 教育政策課 企画係長
	市長直轄組織 危機管理課 危機管理係長
	都市整備部 維持管理課 河川農林土木係長
	都市整備部 建設課 建設係長
	都市整備部 水道課 工務係長
	都市整備部 下水道課 建設係長
オブザーバー	市長直轄組織 まちづくり協働課 協働第2係長
	健康福祉部 保育課 保育係長

## 瀬戸市立地適正化計画 策定の経緯

開催日	会議等	内容
令和2年11月27日	第1回 庁内検討部会	・都市の現況特性の把握及び本市の課題
令和3年 2月 3日	令和2年度 第1回 都市計画審議会	・概要、策定体制、策定スケジュール
3月12日、16日、 22日	第1回 外部専門部会 (ヒアリング)	・都市の現況特性の把握及び本市の課題 ・各拠点における災害リスクの対応方針
3月30日	第2回 庁内検討部会 (書面開催)	・防災指針の検討状況 ・外部専門部会委員へのヒアリング結果
10月12日	第3回 庁内検討部会	・中水野駅周辺における防災対策 ・都市機能誘導区域及び誘導施設の検討
10月25日、27日、 28日	第2回 外部専門部会 (ヒアリング)	・中水野駅周辺における防災対策 ・都市機能誘導区域及び誘導施設の検討
11月25日	令和3年度 第1回 都市計画審議会	・上位・関連計画における位置づけ ・地域別の特性整理
令和4年 3月23日、24日	第3回 外部専門部会 (ヒアリング)	・都市づくりの方針 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定
4月26日	第4回 庁内検討部会	・まちづくりの方針と誘導区域の設定等
8月22日	令和4年度 第1回 都市計画審議会	・都市づくりの方針 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定
10月18日	第5回 庁内検討部会	・都市づくりの方針 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定 ・防災指針 ・計画の推進方法と目標値
11月 7日	第4回 外部専門部会	・都市づくりの方針 ・都市機能誘導区域・居住誘導区域の設定 ・防災指針 ・計画の推進方法と目標値
12月 9日、10日	住民説明会	・計画に関する内容
令和5年 1月17日	令和4年度 第2回 都市計画審議会	・計画案
2月 2日～ 3月 3日	パブリックコメント	・計画案 ・公共施設窓口とホームページによる閲覧
3月20日、22日	第5回 外部専門部会 (ヒアリング)	・計画案 ・パブリックコメントの実施結果
3月27日	第6回 庁内検討部会	・計画案 ・パブリックコメントの実施結果
4月 1日	瀬戸市立地適正化計画 策定・公表	・届出制度の運用開始

## 瀬戸市立地適正化計画(案) パブリックコメント手続き 実施結果

- 1 意見募集期間 令和5年2月2日(木)から3月3日(金)まで
- 2 意見提出人数 2人
- 3 意見件数 7件
- 4 意見への対応
- A 意見を踏まえて、案の修正をするもの 0件
  - B 意見の趣旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの 1件
  - C 今後の事業検討時の参考とするもの 0件
  - D 要望及び質問に対して回答するもの 6件

### 5 意見の内訳

内容	件数
都市づくりに関するもの	2件
都市機能誘導区域及び誘導施設に関するもの	2件
本計画で定める各区域の取組みに関するもの	2件
防災まちづくりに関するもの	1件
合計	7件

(参考) 計画書の分野別内訳

分野	件数
第3章 将来の見通し	1件
第5章 都市づくりの方針	2件
第6章 都市機能誘導区域の設定	1件
第8章 誘導施策	2件
第9章 防災指針	1件
合計	7件

### 6 意見の概要及び市の考え方

No	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
1	第3章 将来の見 通し	3-2 瀬戸市の まちづく りを取り 巻く環境 の変化	ウォーカブルな街づくりの推進において、中心市街地の商店街は空きがないほど活況になってきていて記述にあるシャッター街とは違って民間投資も増えてきています。行政が大きく旗を振る必要はないのではないのでしょうか。また、記述されている都市の魅力とはどのようなカタチでしょうか。	中心市街地は、市の基幹的な都市機能が集積している都市機能誘導区域として、市民の生活利便性を確保するための取組みを継続して参ります。また、ウォーカブルな街づくりの推進における魅力ある都市の形とは、商業施設や文化・観光施設が立地することで多くの市民や来訪者が行き来し、交流できるまちであると考えております。	D

No	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
2	第5章 都市づくりの方針	5-4 都市づくりの方針	適正化から外れた周辺地域への公共投資は減ったり遅れたりしていくのでしょうか。	本計画は、P5-11（第5章5-4 都市づくりの方針）に示すとおり、都市機能誘導区域、居住誘導区域及び居住維持区域を設定しており、今後は各区域で優先順位を考慮して取り組みを行う必要があると考えております。居住維持区域では、今後も既存ストックを活用した居住環境を維持する取り組み等を実施し、地域コミュニティ等の維持を図って参ります。	D
3	第5章 都市づくりの方針	5-4 都市づくりの方針	<p>今回の計画はむしろ周辺の整備を行うべきではないでしょうか。駅が拠点という前提で、愛知環状鉄道の3駅（中水野駅、瀬戸口駅、山口駅）があげられます。</p> <p>愛知環状鉄道は南北に通っていて北は春日井市（JR 中央本線）、南は豊田市やジブリパーク等（リニモ）に繋がっていますので、南北の玄関口の拠点整備としてはどうでしょうか。</p> <p>中水野駅は市街化を進め、イオン以外にも必要があれば商業店舗を誘致します。</p> <p>瀬戸口駅はすでに北部に色々ありますので南部の整備を進めます。特に、南部には支所がありますので出先としての充実、それ以外に商業店舗の誘致もよいかと思えます。</p> <p>山口駅はAコープが撤退し、計画案にある大規模商業施設の分布状況があるとおり、この地区だけ空白でした。</p> <p>例えば800m以内の山口町交差点の南北、東西の道路沿いを候補地としてみてはいかがでしょうか。市街化調整区域ですがサンヒル上之山の住宅が増えており、東には海上の森があり自然環境が豊かで「公園」としての価値も高いと思えます。</p>	<p>都市機能誘導区域は、P5-9（第5章 5-4 都市づくりの方針）国土交通省の都市計画運用指針に記載のとおり、都市全体を見渡し、鉄道に近い地域、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域等を設定するとされており、瀬戸口駅及び中水野駅周辺は都市機能誘導区域に設定しております。</p> <p>山口駅周辺は、P2-25（第2章2-4 都市機能の立地状況）都市施設等の集積状況等から都市機能誘導区域には設定しておりませんが、鉄道沿線の人口密度が一定程度確保された区域として居住誘導区域に設定し、日常生活に必要なサービス機能や一定の公共交通の利便性を優先的に確保する区域として、今後も適切な立地誘導を図って参ります。</p>	D
4	第6章 都市機能誘導区域	6-3 誘導施設の設定	重要拠点の尾張瀬戸駅周辺でのコンパクトな都市づくりにおいて、小学校2校と中学	小中一貫校にじの丘学園は、子どもたちの教育環境の向上を目指して開校しまし	B

No	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
	の設定		校1校を廃校したことは矛盾しているのでは無いですでしょうか。通学にコストがかかり生活には不便さが増しています。	た。通学時のバス利用についても子どもたちの安全確保の観点から運行しているものであるため、ご理解いただきますようお願い致します。	
5	第8章 誘導施策	8-2 誘導施策	<p>施策に「やきものの伝統を引き継ぐ若い世代のアトリエ・住まいとしての利活用や、カフェや飲食、ギャラリーとしての空き家の利活用を推進します」「景観整備に関する補助制度等を活用した魅力的な景観づくりや、やきもの文化を感じられる面的な回遊空間、市民と来訪者が楽しく交流できる機会や道路空間を創出します」とありますが、品野、赤津地区も同等かそれ以上に施策に適した地域ですが利用できる補助金もなく地域差が拡大しています。</p> <p>「やきものの歴史や伝統などが残る地域では、ツクリテが活躍する場としての空き工房等の活用を推進します。」とありますが、中心地区の空き工房は取り壊され住宅地となっており現状は進んでいないように思います。今後具体的にどのような施策をしていくのでしょうか。</p>	<p>本計画では、都市全体を見渡し、鉄道に近い地域、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域等を都市機能誘導区域として設定することとし、市の基幹的な都市機能等が集積する中心拠点に新瀬戸・瀬戸市駅～尾張瀬戸駅周辺を設定しております。</p> <p>品野及び赤津地区では、本市を訪れる人々がやきものに触れられるような交流の促進を図るとともに、今後も居住維持区域として既存市街地の居住環境を維持して参ります。</p> <p>また、空き工房につきましては、空き工房制度により、利用がされていない空き工房の利活用が図られるよう、貸し手と借り手への情報提供を引き続き行って参ります。</p>	D
6	第8章 誘導施策	8-2 誘導施策	<p>産総研跡地瀬戸サイトは陶磁器産業への寄与を条件に払い下げを受けていると思いますが、数年も具体的な進展が見られません。利活用のコンサルを受けてサウンディングを実施したのみだと思えます。今後具体的にどのようなスケジュールでどのように活用していくのでしょうか。</p> <p>また公民ストックとして学校跡地が多く残っており今後さらに増えますがどのようなスケジュールで進めていくのでしょうか。当初行政が示していたスケジュールより大幅に遅れております。</p>	<p>瀬戸サイトについては、売却を含めた利活用について、公共施設等総合管理計画推進本部会議において検討を行っております。また、公共用地のうち小学校跡地につきましては、地域の現状や市のまちづくりの方向性などを踏まえて、地域との意見交換を重ねながら活用方針を決定することとしており、活用方針が決定次第、民間活力を積極的に導入して有効活用を図って参ります。活用方針決定までのスケジュールにつきましても、今後地域との意見交換を進めていく中で決定していくものと考えておりますので、引き続き、早期の活用に向けて取組みを進めて参ります。</p>	D

No	分野	項目	意見の概要	市の考え方	対応
7	第9章 防災指針	9-3 防災まち づくりの 推進	<p>水害が予期されるとありますがそのような防災上の懸念が多い地域を適正化するよりも周辺部を開発し道路と公共交通を整備するほうが都市全体として賑わいが増すと思います。東部地区はバイパスが開通し利便性が増し民間工場の移転や拡張など投資も盛んです。水野地区の北部と共に東部拠点の整備も必要ではないでしょうか。</p>	<p>本計画では、都市再生特別措置法で原則除外と定められた土砂災害特別警戒区域等レッドゾーンだけではなく、水害についても2階以上が浸水する恐れのある想定深水深3.0m以上の宅地を各誘導区域から除外し、災害リスクを考慮した区域設定を行っております。</p> <p>令和3年に一部供用開始された市東部にある(都)瀬戸環状東部線(主要地方道瀬戸環状線)沿線は、その多くが市街化調整区域であり、本計画で定める区域ではないため、平成29年策定の瀬戸市都市計画マスタープランに示すとおり良好なアクセスを活かした産業拠点として活用を進めて参ります。</p>	D

## 瀬戸市立地適正化計画

---

発行 : 瀬戸市  
編集 : 都市整備部都市計画課  
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1  
電話 0561-82-7111 (代表)  
ホームページ <http://www.city.seto.aichi.jp/>  
発行日 : 令和 5 年 (2023 年) 4 月  
改訂日 : 令和 6 年 (2024 年) 3 月

---